

---

# 第五次環境基本計画の大気・騒音振動部会の 点検の進め方について（案）

---

令和3年9月10日  
中央環境審議会大気・騒音振動部会 事務局

# 環境基本計画の点検について

## 環境基本計画

- 環境基本計画とは、環境基本法第 15 条に基づき、**環境の保全に関する総合かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。**
- **計画は約 6 年ごとに見直し**（第五次計画は平成30年4月に閣議決定）。

### 【点検の体制】

各部会は、各部会が対象とする範囲の施策について点検を行い、その結果を総合政策部会に報告する。総合政策部会は各部会からの報告等を踏まえ、計画全体について総合的に点検する。

### 【点検の範囲】

- ・第 2 部第 2 章「重点戦略ごとの環境戦略」/第 2 部第 3 章「重点戦略を支える環境政策の展開」
- ・第 4 部「環境保全施策の体系」

### 【点検スケジュール】

- ・ 1 年目（2018年度）点検の準備
- ・ 2 年目（2019年度）【第 1 回】各部会による各分野の点検
- ・ 3 年目（2020年度）【第 1 回】各部会による点検及びとりまとめ総合政策部会による全体的な点検報告のとりまとめ（中間的な点検）
- ・ 4 年目（2021年度）【第 2 回】2 年目と同じ
- ・ 5 年目（2022年度）【第 2 回】3 年目と同じ（最終的な点検）  
→第 1 回点検、第 2 回点検において重点的に点検を行う分野を設定。

# 大気・騒音振動部会が担当する第二回点検分野

- 大気・騒音振動部会の第二回点検分野は以下の通り。
- 「(1) 水・大気・土壌の環境保全 (大気関係)」の一部である熱中症関係については、環境保健部会においても点検を実施するため、各部会でそれぞれ点検を行い、その結果を踏まえて、両部会連名で共通の点検結果を総合政策部会に報告する。

## 第2部第2章「重点戦略ごとの環境戦略」

### 4. 健康で心豊かな暮らしの実現

(3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全

- ・良好な大気環境の確保
- ・快適な感覚環境の創出
- ・ヒートアイランド対策

## 第2部第3章「重点戦略を支える環境政策の展開」

### 4. 環境リスクの管理

(1) 水・大気・土壌の環境保全 (大気関係)

- ③PM2.5・光化学オキシダント対策の推進
- ④アスベスト飛散防止対策の推進・強化
- ⑥快適な感覚環境の創出に向けた取組

### 6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

(2) 自然災害への対応

- ②被災地の環境保全対策等

## 点検の視点

各部会は、**重点戦略全体を俯瞰しながら**、以下の観点からも、必要に応じ、確認、検討を行う。

- 各部会の担当部分に記載されている施策が実施されているか、取組の弱い部分はないか、効果は生じているか、足りない施策はないか。
  - 担当分野における環境保全上の効果に加え、**他の環境保全上の効果が発揮**できるような施策になっているか、そのための施策はいかにあるべきか。
  - **経済・社会面での効果**はどのくらいあるのか、経済・社会面での効果を高めるためにはどのような取組があり得るか。
  - 関係府省等他の施策とどのように**有機的に連携**できるのか。
  - **地域循環共生圏の創造**にどの程度貢献できているか。
  - 経済社会システム、ライフスタイル、技術といった**あらゆる観点からのイノベーションの可能性**があるか。
  - **環境保全と新型コロナウイルス感染症への対応**を有機的に連携できているか。
  - **2050年カーボンニュートラル、グリーン社会の実現**に向けてどのような取組があり得るか。
- 
- 上記の点検を行うに当たっては、必要に応じ、点検分野に関する具体的な取組事例（事業者、自治体、NPO等）、関係省庁に係るヒアリングや調査などを行い、現場における課題やニーズを明らかにする。
  - 各部会は、点検を通じ、計画内容の見直しに向けた論点の整理を行う。

# 大気・騒音振動部会の点検の方針

## (1) 点検の観点

### ① 施策の実施状況

- ・可能な限り定量評価を交え（特に「重点戦略を支える環境政策」）、施策の実施状況を点検する。

### ② 重点戦略を俯瞰した環境・経済・社会面への多面的効果及びイノベーション（特に「重点戦略」）

- ・上記施策による環境・経済・社会へのマルチベネフィットを点検する。
- ・上記施策による経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からのイノベーションの可能性を点検する。

## (2) 点検の進め方

### ① 関係者ヒアリング（第1回・第2回）

- ・特に「重点戦略」について、担当部局や民間企業等からのヒアリングを実施する。

### ② 施策シートの提出及び報告書取りまとめ（第3回）

- ・「重点戦略」又は「重点戦略を支える環境政策」ごとに施策シートを作成する。
- ・上記関係者ヒアリング及び施策シートを踏まえて、大気・騒音振動部会の報告書を取りまとめる。

### ③ 総合政策部会への報告（2022年夏頃）

- ・2022年に開催される総合政策部会において、原則として部会長から、報告書による報告を行う。

大気・騒音振動部会 重点戦略施策シートの案

重点戦略名	4. 健康で心豊かな暮らしの実現
項目名	(3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全
<p>(良好な大気環境の確保)</p> <p>大気環境の保全の推進に当たっては、従来の大気汚染防止施策に加え、科学的知見を踏まえ、必要に応じ追加的な対策を検討し、国内外の総合的な対策に取り組むことにより、良好な大気環境の確保を図る。</p>	
関係部局	<p>(取組の進捗状況)</p> <p>・【〇〇課】</p>
環境面での効果及び評価資料	
経済面・社会面での効果及び評価指標(可能であれば)	
イノベーションの可能性	
他の重点戦略との連携の状況	
課題及び今後の取組方針	

大気・騒音振動部会 重点戦略を支える環境施策シートの案

支える/体系分類名	4. 環境リスクの管理
支える/体系項目名	(1) 水・大気・土壌の環境保全 (大気関係)
	<p>③PM2.5・光化学オキシダント対策の推進</p> <p>大気汚染防止法に基づく固定発生源対策及び移動発生源対策等を引き続き適切に実施するとともに、光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質となりうる前駆物質について、排出実態の把握や科学的知見の充実、排出抑制技術の開発・普及の状況等を踏まえて、経済的及び技術的考慮を払いつつ、総合的な削減対策を推進する。</p>
関係部局	
	<p>(取組の進捗状況)</p> <p>・【〇〇課】</p>
施策の評価資料	
他施策との連携状況	
課題及び今後の取組方針	

## 第 5 次環境基本計画 (大気・騒音振動部会の担当箇所抜粋)

### 第 2 部 環境政策の具体的な展開

#### 第 2 章 重点戦略ごとの環境政策の展開

##### 4. 健康で心豊かな暮らしの実現

###### (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全

###### (良好な大気環境の確保)

大気環境の保全の推進に当たっては、従来の大気汚染防止施策に加え、科学的知見を踏まえ、必要に応じ追加的な対策を検討し、国内外の総合的な対策に取り組むことにより、良好な大気環境の確保を図る。

###### (快適な感覚環境の創出)

樹木・草花を用いたみどり香るまちづくりなどを通じた良好なかおり環境の創出、光害対策と星空観察の推進など、快適な感覚環境の創出を進める。

###### (ヒートアイランド対策)

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としつつ、近年の暑熱環境の状況や今後の見通しを踏まえ、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善、人の健康への影響等を軽減する適応策の推進を柱とするヒートアイランド対策を推進する。

### 第 3 章 重点戦略を支える環境政策

#### 4. 環境リスクの管理

##### (1) 水・大気・土壌の環境保全（大気関係）

生存基盤たる水・大気・土壌環境については、環境基準を達成し、また、継続的な改善を図るため、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）等関連法令に基づく対策を引き続き適切に実施していく。とりわけ、以下の事項に重点的に取り組む。

###### ③ PM<sub>2.5</sub>・光化学オキシダント対策の推進

大気汚染防止法に基づく固定発生源対策及び移動発生源対策等を引き続き適切に実施するとともに、光化学オキシダント及び PM<sub>2.5</sub> の原因物質となりうる前駆物質について、排出実態の把握や科学的知見の充実、排出抑制技術の開発・普及の状況等を踏まえ、経済的及び技術的考慮を払いつつ、総合的な削減対策を推進する。



#### ④アスベスト飛散防止対策の推進・強化

アスベスト飛散防止対策を強化するため、大気汚染防止法に基づく事前調査の徹底、解体等工事の発注者・施工業者等への普及啓発等を進めるとともに、特定建築材料以外のアスベスト含有建材の除去に係る対策等の課題について検討を進める。

#### ⑥快適な感覚環境の創出に向けた取組

騒音・振動・悪臭・暑熱・光害といった人の感覚に悪影響を及ぼす環境問題から生活環境を保全するため、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）等に基づく規制や優良事例を整理した各種マニュアル、暑さ対策のガイドライン等の作成・周知による各地方公共団体の取組の推進、人への影響に関する調査研究、熱中症予防情報など情報提供による普及啓発を実施する。

#### ○取組推進に向けた指標

取組の推進に当たっては、以下の指標等に基づいて進捗状況の評価を行う。

（大気環境保全に関する指標）

- ・ 大気汚染物質に係る環境基準達成状況
- ・ 有害大気汚染物質に係る環境基準、指針値達成状況
- ・ 幹線道路を中心とする沿道地域の自動車騒音に係る環境基準の達成状況
- ・ 新幹線鉄道騒音及び航空機騒音に係る環境基準の達成状況
- ・ 騒音の一般地域における環境基準の達成状況

### 6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

#### （2）自然災害への対応

##### ②被災地の環境保全対策等

災害時のアスベストの飛散を防止するため、平常時における石綿使用建築物の把握や周辺住民等への注意喚起、災害時における応急措置や環境モニタリングなどが行われるよう周知徹底を図る。

また、災害廃棄物の害虫・悪臭対策や避難所における仮設トイレ等の臭気対策について情報提供を行うとともに、必要に応じて専門家の派遣を実施し、悪臭原因の把握、制御方法についての助言・指導等を行う。

さらに、東日本大震災や熊本地震等の経験を踏まえて策定した人とペットの災害対策に係るガイドラインに基づき、地方公共団体等と連携し、避難所におけるペットの受入れや被災ペットの緊急的な一時預かり体制の整備等について支援を行う。